

視野欠損者に対する車両を用いた運転リハビリテーション

桔梗ヶ原病院

佐藤 理恵

【はじめに】公安委員会では法律に則って運転再開を判断するが、道路交通法では視力に問題がない場合、視野に関する規定はない。今回、運転再開の希望がある視野欠損者に対し、複数のアプローチを組み合わせた運転リハビリテーションを行い、運転再開に至った症例を経験したため報告する。

【方法】当院では運転再開の希望がある症例に対し、身体機能障害・高次脳機能障害にアプローチした後にドライビングシミュレーターを用いた評価・訓練を行う。本症例ではそれに加え①事前に視野欠損の範囲を評価し、見えない範囲を視野欠損者が自覚できるようにレーザーポインタを使用し指導し、②停止車両を用いた評価・訓練を実施し、③セラピストが運転する車両を用いた評価・訓練を実施し、④教習所で実車評価を実施した。

【結語】視野欠損者の運転支援では、ドライビングシミュレーターに加えて車両を用いた運転リハビリテーションを行うことが有用と考えた。